

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当 部 課 等	保健福祉部高齢介護課
案件名称	三浦市介護保険条例の一部を改正する条例の 基本方針について
部門経営 部会 審議した日	
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市介護保険条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく市町村介護保険事業計画は、3 年 1 期として策定するものであるが、本市の介護保険料（以下「保険料」という。）は、当該計画と連動させ、3 年ごとに見直しを行っている。</p> <p>今般、令和 6 年度から令和 8 年度までにおける第 9 期介護保険事業計画（以下「第 9 期」という。）を策定するに当たり、第 1 号被保険者の保険料の基準額等を検討した結果、当該計画期間における保険料の基準額等を見直すこととした。</p> <p>これに基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までにおける保険料率を定める必要がある。</p> <p>(2) 本市では、平成 24 年度から平成 26 年度までの第 5 期介護保険事業計画から保険料の段階数を 13 段階にしているが、第 9 期から国の標準段階も 9 段階から 13 段階へ変更され、本市と同じ段階数になることから、本市における所得区分や負担割合を、第 9 期から国と同じにすることとした。</p> <p>(3) 以上の改正については、令和 6 年度保険料の賦課期日である令和 6 年 4 月 1 日までに行う必要があるため、令和 6 年第 1 回議会定例会に議案提出を行うものである。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市介護保険条例の一部を改正することとしたい。審議決定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える

目標 5 安心して安全な生活環境づくり

施策 3 高齢者の自立と安心の支援

備考

説明員 藤崎高齢介護課 G L